

平成28年度 白石市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

少子高齢・人口減少社会の加速化と、核家族化等による家族の形態や価値観の変化、経済困窮等の課題が顕著となり、社会福祉に対する住民ニーズはますます多様化、複雑化しております。

そうした社会環境の変化により、現在参議院において社会福祉法人制度改革が継続審議されており、可決されれば4月から経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組を実施する責務が規定され、それらに適切に対応していかなければなりません。

このように社会福祉法人の存在意義が問われている中で、白石市社会福祉協議会は地域福祉活動に取り組むきわめて公益性の高い社会福祉法人として白石市と関係のもと、福祉、保健、医療、教育等の関係機関、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、共同募金委員会等と連携しつつ、ノーマライゼーションの啓発や市民参加によるボランティア活動の振興及び協働活動の支援、3.11 東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者支援体制の確立などに積極的に取り組んでいきます。

また、将来の組織運営や相談援助をしっかりと担える人材を育成するとともに、人事交流による総合的な経験の積み上げ、組織運営や相談援助研修の充実、メンタルヘルス対策に努めます。

平成27年度施行の生活困窮者自立支援事業はセーフティネットとして、社会福祉協議会の持つ相談・生活支援等の機能を生かした事業展開を実施しているところであり、その延長線上で本年4月から、急に資金が必要となった要援護世帯に対し、無利子、無担保で貸し付ける「応急小口資金貸付事業」を立ち上げます。

また、介護保険制度でいち早く総合事業に移行した白石市においては、平成28年度からは本市社協に「生活支援体制整備事業」を委託し、生活支援コーディネーターを中心として、各地域に出向き地域でのニーズと資源を把握から始めて、多様な主体によるサービス提供を目指しており、本市社協としてこれを契機に、より一層地域に根ざした社協を目指してまいります。

以上の状況を踏まえ、次の重点目標に沿った事業を展開し、「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けられる地域づくり」を着実に推進します。

II 重点目標

- 1 ともに支え合う地域社会づくりの推進
- 2 小地域福祉活動の推進
- 3 在宅福祉サービスの推進
- 4 組織体制の強化と自主財源の確保

III 事業内容

1 法人運営事業

(1) 法人運営事務事業

- 1) 法人運営の基盤強化、経営体制の強化
 - ・理事会、評議員会での審議、監事による財産状況等の監査の実施により、適正な法人経営を行います。
 - ・正副会長会議を開催し、計画的な事業運営を行います。
 - ・公認会計士の外部指導監査を実施し、適正な財務管理を行います。
- 2) 自主財源の確保

市民の皆さまから寄せられる会員会費は社協事業の基本財産であることから、住民会員制度の周知を図りつつ、白石市自治会連合会の協力を得て会員の加入促進を図ります。
- 3) 支部社協事業への支援

社協会員会費の一部を各支部に助成し、ひとり暮らし高齢者への配食サービス事業等地域における福祉活動の推進を図り、支部社協事業を推進します。
- 4) 宮城県社会福祉協議会、県南地域4市9町の社会福祉協議会との連携強化

県社協及び県南地域社協と連携し、相互に情報交換、支援、協力を行いながら、より質の高い事業の実施を行います。

また、県内全社協で協定した「大規模災害時における災害ボランティアセンター相互支援に関する協定書」に基づき、県内社協の災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑に行われるよう、相互の情報交換や研修を行います。
- 5) 地域福祉活動計画の策定に向けて

県社協等からの支援を受け、地域福祉活動計画のための資料収集等を行い、策定に向け準備を進めます。
- 6) 福祉団体連携協力活動

地域福祉活動推進のため、下記関係団体との連携・協調、事務局支援（事務委託）を行い、地域の福祉課題解決に取り組みます。

 - ・白石市民生委員児童委員協議会
 - ・白石市母子寡婦福祉会

(2) 助成事業

- 1) 福祉団体等への助成と支援

障害者(児)福祉、母子寡婦福祉及び更生保護等の下記福祉団体（8団体）及び白石市自治会連合会に助成金を交付し、活動の支援を行います。

 - ・白石市障害児育成会
 - ・白石市手をつなぐ育成会
 - ・白石市身体障害者福祉会
 - ・白石市母子寡婦福祉会
 - ・白石地区保護司会
 - ・白石刈田地区更生保護女性会
 - ・白石市遺族会
 - ・白石市民生委員児童委員協議会
- 2) 地域福祉関係団体への助成と支援
 - ・白石市自治会連合会

(3) 地域生活支援事業

- 1) 福祉台帳の整備

民生委員児童委員の協力により、地域における要援護者（ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等）の情報を福祉調査票により調査し、福祉台帳の整備を行います。

なお、福祉台帳は、本会個人情報保護規程に基づき適切に管理・利用し、歳末たすけあい慰問金贈呈事業と災害時要援護者情報の共有に同意された方については、災害時要援護者台帳及び災害福祉マップの作成に活用します。

2) 災害ボランティアセンターの体制整備

大規模災害時に災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するため、白石市自治会連合会、白石市民生委員児童委員協議会及び白石市ボランティア連絡協議会等関係団体と連携を図りながら研修会を実施するとともに、白石市総合防災訓練に参加し、災害時に即応できる体制整備を図ります。

3) 24時間テレビ「愛は地球を救う」への協力

高校生ボランティアと連携し、チャリティー募金活動を行います。

4) ブックスタート事業

絵本を通して子どもの家庭での絵本の読み聞かせや対話から親子のふれあいを深めるとともに、読み聞かせの促進と子育て支援を図るため、子育て支援団体や白石市と連携し市内に住所を有する生後6ヵ月の乳児に、毎月の6ヵ月児育児相談会場で絵本を贈呈し、ボランティアによる読み聞かせを行います。

5) 不要入れ歯リサイクル事業

特定非営利団体と連携し、不要になった入れ歯に使われている金属をリサイクル資源として回収し、その収益金を(財)日本ユニセフ協会を通じて世界中の恵まれない子ども達への支援と本協議会の地域福祉事業に活用します。

6) 車イス用自動車貸出事業

市内に居住する外出が困難な高齢及び障害のある方等に対し、外出するために車イス用自動車の貸出しを行い、外出の支援を行います。

7) 災害見舞金交付事業

災害によって住宅に被害を受けた方に、本会災害罹災者に対する見舞金交付規則により、災害見舞金の交付を行います。

(4) 社会福祉大会事業 (第11回白石市社会福祉大会開催の推進)

平成28年11月17日(木)ホワイトキューブにおいて、これまで福祉を推進してきた市内の関係者への感謝と、地域福祉活動の推進を図るため、市民、白石市及び各福祉団体の支援を得ながら3年に一度の本大会の開催を推進します。

(5) 災害福祉マップ事業 (災害時要援護者台帳及び災害福祉マップの作成)

地震等の災害が発生した時に、自力で避難することが困難な方々の安否確認、その後の支援活動が円滑に実施できるよう、白石市自治会連合会、白石市民生委員児童委員協議会及び白石市と締結した「白石市災害時要援護者台帳及び災害福祉マップに関する協定書」に基づき情報を共有します。

2 共同募金事業

(1) 共同募金配分事業

① 歳末たすけあい募金配分事業

白石市共同募金委員会、白石市民生委員児童委員協議会と共同し、市民の皆さま、自治会連合会及び福祉団体等からの協力を得ながら歳末たすけあい募金運動を展開し、ひとり暮らし高齢者(75歳以上)、ねたきり高齢者等の介護者及び要支援世帯への歳末たすけあい慰問金贈呈を行います。

また、昨年に引き続き「ひとり暮らし高齢者生き生き交流会」を開催し、70歳

以上のひとり暮らし高齢者同士の交流を図ってまいります。

歳末たすけあい募金の配分については、透明性を確保するため、自治会連合会、民生委員児童委員等で構成する配分委員会を設置し、適正な配分に努めます。

②ふれあいサロン事業の推進

高齢者や障害者が安心していきいきと暮らせる地域づくりを図るため、各地域の「ふれあいサロン」に助成金を交付し、活動の支援を行います。

また、「ふれあいサロン研修会（リーダー研修会）」を開催するとともに、機関誌を発行し、既存サロン活動の充実・拡大、新規サロン開設を支援いたします。

③ボランティア活動の促進

誰もがボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図ります。

④ボランティア活動保険の加入促進

市内ボランティア団体と連携し、ボランティア活動保険の加入促進を行います。

⑤夏休み・福祉体験」の開催

中学生・高校生を対象に、福祉施設での作業体験や盲導犬体験を通して、社会福祉への関心を高めるなど、青少年ボランティアの育成を図ります。

⑥白石市ボランティア連絡協議会の支援

役員と協議しながら、円滑な組織運営を目指した支援を行います。

⑦福祉体験学習事業の推進

小中学校の「総合的な学習の時間」等で行う福祉体験学習（車いす・白杖体験、手話、点字、高齢者とのふれあい活動等）の支援を行います。

⑧社協だよりの発行（全戸配付年3回）

社協事業やボランティア団体の活動、その他様々な福祉情報などを発信するとともに、支え合う地域づくりの啓発を図ります。また、県社協発行の「福祉みやぎ」を自治会長、民生委員児童委員、市内の小・中・高校に配付します。

⑨福祉団体等への助成と支援

下記団体（6団体）に助成金を交付し、活動の支援を行います。

- ・白石腎臓病患者友の会
- ・白石市手をつなぐ育成会本人本部「ちゃれんじど」
- ・かめっこくらぶ
- ・やすらぎ会
- ・白石手話サークル
- ・白石清風会

3 地域福祉推進事業

(1) 生活福祉資金事務事業（県社協委託事業）

経済的・社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、民生委員と協働して、借受世帯に対し生活援助活動を行い要援護世帯の安定と自立を図ります。

(2) 福祉サービス利用援助事業《まもり一歩》（県社協委託事業）

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方が、住みなれた地域において自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いなど日常生活の支援を行います。

(3) 生きがいデイサービス事業 「ほっとくらぶ・スパ」(白石市受託事業)

(会場：スパッシュランドしろいし)

介護保険に該当しない高齢者の方々を対象に、デイサービスを行うことによって、心身機能の維持・向上及び積極的な社会参加を図り、いつまでも在宅で元気に生きがいをもって生活できるよう支援します。また、季節を感じる講座や生きがいを創造する講座を開催し、新鮮なデイサービス運営を行います。

(4) 白石市バス運行事業 (白石市受託事業)

白石市バス運行要綱に基づき、福祉団体等の社会参加・活動を目的として、白石市バスの適正な管理運行を行います。

(5) 高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業 (白石市受託事業)

在宅で援助を必要とする高齢者等の方を対象に、市民の参加と協力を得て家事援助等の生活支援サービスを提供する住民参加型在宅福祉サービスを展開し、地域における日常的な支え合いを推進します。

(6) 地域包括支援センター事業

白石市地域包括支援センターへ社会福祉士1名を出向させます。

(7) 生活困窮者支援事業

1) 生活困窮者支援事業 (白石市受託事業)

白石市総合福祉センター内の総合相談窓口にて、生活困窮者の生活と就労等に関する相談支援員を配置し、関係機関との連携を図りながら、包括的・継続的な支援を行います。

2) フードバンク事業

生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合会との協定の締結に基づき、福祉的ニーズ等により食品等を必要としている個人及び団体に対して食品等を提供します。

(8) 生活支援体制整備事業 (平成28年度新規受託事業)

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置して、各地域に出向いて地域でのニーズと資源の把握、ニーズに合った多様な主体への協力依頼などの働きかけ、関係者のネットワーク化、目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一などを進め、多様な主体によるサービス提供を目指します。

4 やまぶき園管理運営事業

(1) 福祉作業所やまぶき園事業

雇用されることが困難な在宅の知的障害等心身に障害のある方に対し、通所により作業指導及び生活訓練を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。

(2) 福祉プラザやまぶき事業

障害者と健常者の交流及び市民の自主的なボランティア活動等を通じ、障害の有無にかかわらず全ての市民がともに生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に資するため、適正な管理運営を行います。

5 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

利用者が心身共に心地よい生活ができるよう、身体介護・生活支援等の訪問介護及び介護予防訪問介護サービスを365日提供します。

(2) 居宅介護支援事業

利用者の心身の状況・環境やその家族の立場に立って、介護支援専門員（ケアマネージャー）が居宅介護サービス計画（ケアプラン）を提案し、利用者の在宅支援を行います。また、主任介護支援専門員の配置や利用者から24時間常時連絡できる体制を整備し、質の高いケアマネジメントを行います。

6 障害福祉事業

(1) 居宅介護事業（障害者総合支援法に基づくサービス提供）

利用者（身体障害者（児）、知的障害者）の心身の状況に応じて、在宅における介護や家事等の日常生活の支援や屋外での移動に困難のある利用者の方の外出の支援を行います。

7 緊急援護事業

(1) 生活安定資金事業

低所得世帯の自立更正と活安定を図るため、小口資金(50,000円以内)の貸付と援助指導を行います。

(2) 生活安定資金欠損補填積立金事業

生活安定資金預金利子を欠損補填積立として積み立てます。

(3) 母子福祉対策資金事業（白石市委託事業）

母子世帯の生活安定を図るため、小口資金(30,000円以内)の貸付けを行います。

(4) 応急小口資金貸付事業（平成28年度新規事業）

応急かつやむを得ない理由により援護を必要とする世帯や資金の貸付を受ける途がなく、生活に困窮している世帯に対し、速やかに無利子、無担保の応急小口資金(30,000円以内)の貸付を行うとともに、生活再建のための総合相談を行い、生活再建を支援します。